

医政地発0517第1号
令和6年5月17日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（ 公 印 省 略 ）

流行初期医療確保措置に係る事務の委託契約について

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」（令和4年法律第96号）による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「改正感染症法」という。）第36条の9第1項に基づく流行初期医療確保措置に関する事務については、同条第2項により、都道府県知事は、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）又は国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に委託することができることとされております。

このため、都道府県知事から支払基金に当該事務を委託する場合の契約書案について別紙1を、都道府県知事から国保連合会へ当該事務を委託する場合の契約書案について別紙2を作成しました。

貴職におかれましては、契約書案を御活用の上、支払基金及び国保連合会との契約を締結いただき、改正感染症法の円滑な施行に向けて取り組んでいただくようお願いします。

なお、改正感染症法が令和6年4月1日に施行されたことを踏まえ、委託契約の期間については、同日から適用するようお願いいたします。